

平成27年第11回小金井市教育委員会定例会議事日程

平成27年12月1日(火)

午後1時30分開会

801会議室

日程	議 題
第1	会議録署名委員の指名
第2	議案第45号 小金井市指定文化財の指定について
第3	議案第46号 小金井市史編さん委員会編集委員の選任について
第4	代処第13号 教育委員会事業場安全衛生委員会委員の任命に関する代理処理について
第5	協議第6号 次期「明日の小金井教育プラン」(案)について
第6	協議第7号 第3次小金井市生涯学習推進計画(案)について
第7	協議第8号 教育に関する事務に係る予算に対する意見について
第8	報 告 事 項
	1 平成27年第4回小金井市議会定例会について
	2 平成28年度新入学児童・生徒について
	3 平成27年度結核対策委員会の開催結果について
	4 平成27年度小金井市立小・中学校読書感想文コンクールの表彰結果について
	5 その他
6 今後の日程	
第9	代処第14号 職員の分限処分に関する代理処理について
第10	代処第15号 職員の分限処分に関する代理処理について

議案第45号

小金井市指定文化財の指定について

小金井市文化財保護条例（平成18年条例第8号）第26条の規定に基づき以下を小金井市指定文化財に指定する。指定理由は別紙指定理由書のとおりである。

指定番号 第37号

名 称 宝永五年六十六部廻国供養塔

種 別 市指定有形民俗文化財

平成27年12月1日提出

小金井市教育委員会

教育長 山本修司

（提案理由）

平成27年11月11日付けをもって、小金井市文化財保護審議会会長から答申書が提出されたので、小金井市指定文化財の指定について本案を提出するものであります。

平成27年度答申第1号

平成27年11月11日

小金井市教育委員会

教育長 山本 修司 様

小金井市文化財保護審議会

会長 田中 鶴代



答 申 書

本審議会は、貴職より平成27年11月11日付け小教生生第272号をもって諮問のあったことについて審議の結果、下記のとおり決定したので、答申します。

記

1 諮問事項

平成27年度 諮問第1号

小金井市指定文化財の指定について

2 答申

「宝永五年六十六部廻国供養塔」を市指定有形民俗文化財として指定する。

3 指定理由

別紙指定理由書のとおり

指定理由書

指定番号 第37号

1 名称

宝永五年六十六部廻国供養塔

2 種別

市指定有形民俗文化財

3 指定基準

小金井市文化財の指定及び登録の基準に関する要綱（平成18年4月5日制定）第4条第1号

4 員数

1基

5 所在の場所

小金井市前原町1（民有地）

6 所有者の氏名又は名称及び住所

氏名：小金井市教育委員会


住所：小金井市前原町3-41-15

7 内容

造立年：宝永五年（1708）

形状：円頂方形

寸法：高さ115cm、幅48cm、奥行29cm

碑文：【正面】（中央）（バク）奉納大乘妙典六十六部廻国供養塔、
（右）戒名 信教快運、為両親菩提也 願主生国紀州海土郡中村
森弥次兵衛尉植清、（左）干時寶永第五戊子歳八月中澣 導師
府中本覚山妙光院、現住法印真證上人

【右側面】供養ノ施主、三界万霊六道四生有無縁等、同行式拾
七人

【左側面】 供養会場 武州多麻郡小金井村、鴨下甚五右衛門、梶野長太夫、小河六右衛門、同 清右衛門、田中加兵衛、鈴木喜左衛門

8 指定理由

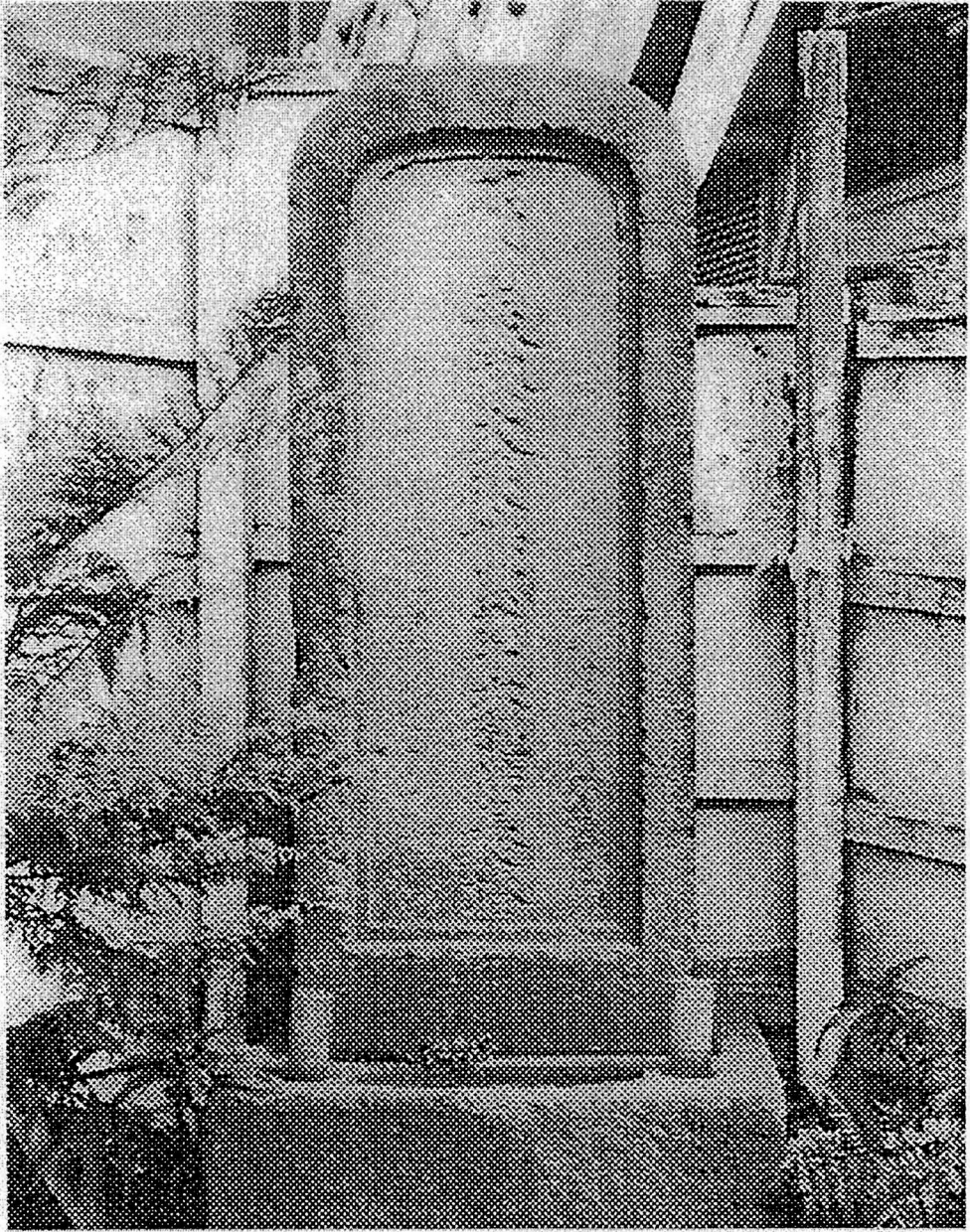
この六十六部廻国供養塔は、宝永5年（1708）8月中旬、小金井村で行き倒れた紀州海土（部）郡中村（現和歌山県海南市）出身の森弥次兵衛尉植清という巡礼者（六十六部）を供養するため、小金井村の人々が結集、府中の本覚山妙光院住職真證上人が導師となり、供養のための法要を営み、造立されたものである。

廻国供養塔は、都内では、18世紀初頭（江戸時代中期）に出現し、19世紀後半（明治時代初年）まで造られ、180基ほど確認されている。本供養塔は、都内で6番目に古く、出現期に属する。また、巡礼者の氏名や出身地、供養に参加した村人の氏名が刻まれており、近世における廻国巡礼信仰と地域住民との関わりを示す重要な資料である。

9 参考となるべき事項

参考文献 1967『小金井市誌Ⅲ 資料編』 小金井市

1997『府中市郷土の森紀要』第10号 府中市郷土の森博物館



宝永五年六十六部廻国供養塔

議案第46号

小金井市史編さん委員会編集委員の選任について

「小金井市史編さん委員会条例」第10条の規定に基づき、小金井市史編さん委員会編集委員を別紙のとおり選任する。

平成27年12月1日提出

小金井市教育委員会
教育長 山本 修 司

(提案理由)

小金井市史編さん委員会条例に基づく、『小金井市史』資料編及び通史編を刊行するにあたり、編集委員（考古部会長）を置く必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市史編さん委員会編集委員候補者

任期：平成27年12月1日～平成28年3月31日

	氏名	専門分野	職業等
1	ひだか しん 日高 慎	日本考古学	東京学芸大学准教授

代処第13号

教育委員会事業場安全衛生委員会委員等の選任に関する代理処理について

このことについて、小金井市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和32年教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定により別紙のとおり代理処理したので、同条第2項の規定に基づきその承認を求める。

なお、本案件は教育委員会事業場安全衛生委員会委員等を任命する必要性が生じたが、教育委員会の議決すべき事項で特に緊急を要し、教育委員会を開催する時間的余裕がないため、別紙のとおり代理処理したものである。

平成27年12月1日提出

小金井市教育委員会
教育長 山本修司

代理処理書

教育委員会事業場安全衛生委員会委員等を選任する必要が生じたが、教育委員会の議決すべき事項で教育委員会を開催する時間的余裕がないため、小金井市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和32年教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定により、下記のとおり代理処理する。

平成27年11月18日

小金井市教育委員会
教育長 山本修司

記

1 教育委員会事業場安全衛生委員会委員（職員団体の推薦する職員）氏名・所属

- (1) 天野 まなみ 生涯学習課スポーツ振興係
- (2) 神山 和哉 指導室教職員係
- (3) 渡辺 義輝 小金井第三小学校
- (4) 島崎 孝明 小金井第一小学校
- (5) 松田 利予 小金井第三小学校
- (6) 原 孝之 東小学校
- (7) 遠藤 尚子 小金井第三小学校

2 教育委員会事業場安全衛生委員会安全管理者 氏名・所属

小林 正隆 指導室長

3 教育委員会事業場安全衛生委員会衛生管理者 氏名・所属

近藤 仁美 学務課

4 任期

平成27年11月19日から平成29年11月18日まで

協議第6号

次期「明日の小金井教育プラン」(案)について

現在策定中の次期「明日の小金井教育プラン」(案)について協議を求める。

平成27年12月1日

小金井市教育委員会
教育長 山本修司

(提案理由)

現行の明日の小金井教育プランが今年度で終了となることに伴い、現在、小金井市教育プラン検討会議を設置して議論を進めていることについて、検討状況を報告させていただき、本件について協議を求めるものであります。

視点	取組	重点施策	担当	優先順位
1 小金井らしさの醸成	1 特色ある教育	1 特色ある教育活動発表会の実施	指導室	A
	2 人権教育	2 男女平等教育の推進	指導室	A
		3 子どもの権利に関する条例の学校への周知	指導室	A
	3 社会貢献活動	4 ボランティアカードの活用	生涯学習課 指導室	B
		5 ボランティア活動の表彰と紹介	指導室	B
	4 伝統・文化理解教育	6 「小金井市の歴史散歩」の配布	生涯学習課 指導室	B
7 「こがねい郷土かるた」の普及		生涯学習課 指導室	B	
5 体験活動	8 三宅島との交流	指導室	C	
6 家庭教育	9 家庭学習のすすめの作成	指導室	B	
	10 保護者向け資料の作成	指導室 生涯学習課	B	
7 わかる・できる・活かす授業	11 授業力向上研修会	11 授業力向上研修会	指導室	B
		12 授業公開等の充実	指導室	A
		13 子供の学習に関する実態把握	指導室	A
		14 体験活動の充実	指導室	A
		15 補習授業等の充実	指導室	A
8 読書活動と学校図書館	16 「小金井市学校読書活動推進月間」の設定	指導室	B	
	17 学校図書館補助員の配置と読書活動の充実	指導室	C	
9 情報教育	18 情報モラルの向上	指導室	A	
	19 情報活用能力向上のための研修会の実施	指導室	A	
10 科学教育	20 近隣大学等の連携	指導室 生涯学習課	B	
	21 理科支援員の配置	指導室	A	
11 道徳教育	22 家庭や地域と連携した道徳教育の推進	指導室	A	
	23 道徳副読本の配布	指導室	B	
12 体力の向上	24 一校一運動の推進	24 一校一運動の推進	指導室	A
		25 体力調査の実施	指導室	B
		26 食育の推進	学務課 指導室 庶務課	C
		27 特別支援教室の確保	指導室 学務課 指導室	B
13 特別支援教育	28 特別支援学級の増設	28 特別支援学級の増設	指導室 学務課	A
		29 特別教育支援員の配置	指導室	A
		30 学校評価の推進	指導室	C
14 新しい学校評価	31 情報教育アドバイザー派遣の充実	31 情報教育アドバイザー派遣の充実	指導室	C
		32 コンピュータ管理業務者派遣の充実	指導室	A
		33 教育用コンテンツ管理システムの構築	庶務課 学務課 指導室 図書館	C
		34 スクールカウンセラー派遣の充実	指導室	C
		35 スクールソーシャルワーカーの派遣	指導室	A
16 教育相談・適応指導	36 特別支援学級の冷暖房設備の整備	36 特別支援学級の冷暖房設備の整備	庶務課 学務課	A
		37 校庭の芝生化の推進	庶務課	A
		38 太陽光発電や風力発電の推進	庶務課	A
		39 地域連携	14 学校地域連携の推進	指導室
		40 ICT環境の整備	15 ICT機器の整備	学務課
17 学校施設	41 学校施設整備の推進	41 学校施設整備の推進	庶務課	



視点	取組	重点施策	主担当	
次期 明日の小金井教育プラン (H28\H32)	基本視点 知育・徳育・体育の推進 小金井らしさの醸成	1 学力の向上	1 教員の授業力向上	指導室
			2 学校における個別学習支援の充実	指導室
			3 家庭学習の充実	指導室
			4 情報教育の充実・教育の情報化	指導室
		2 心の教育	5 人権教育の充実	指導室
			6 豊かな心の育成	指導室
			7 教育相談の充実	指導室
			8 社会貢献精神の育成	指導室
			9 ふるさと教育の推進	指導室
		3 健康教育	10 食育の推進	学務課
			11 オリンピック・パラリンピック教育の充実	指導室
		4 福祉教育	12 心のバリアフリー事業の推進	指導室
		5 特別支援教育	13 特別支援教育の充実	指導室
6 地域連携	14 学校地域連携の推進	14 学校地域連携の推進	指導室	
		15 ICT機器の整備	学務課	
		16 学校施設整備の推進	庶務課	

明日の小金井教育プラン(H23\H27)

教育環境の整備

協議第7号

「第3次小金井市生涯学習推進計画」(案)について

現在策定中の「第3次小金井市生涯学習推進計画」(案)について協議を求める。

平成27年12月1日

小金井市教育委員会
教育長 山本修司

(提案理由)

第2次小金井市生涯学習推進計画が今年度で終了となることに伴い、現在、第3次小金井市生涯学習推進計画の議論を進めていることについて、検討状況を報告させていただき、本件について協議を求めるものであります。

第3次小金井市生涯学習推進計画（案）

学びの継承 未来の創造
～学びでつなぐ 人・まち・小金井～

平成28年3月
小金井市教育委員会

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の基本的な考え方

生涯学習の考え方は、1965年(昭和40年)にユネスコの第3回成人教育推進国際委員会で提唱されたものですが、学校だけの教育から、生涯を通じて学ぶという考え方として普及し、多くの国々で教育を考える基本的な理念となっています。わが国でも、平成18年に改正された教育基本法の第3条に「生涯学習の理念」が明確化されるなど、生涯学習社会の実現に向けた更なる取り組みが進められています。

近年、わが国の社会情勢をみると、家庭や地域社会における教育力の低下、子どもたちの学力低下、若年無業者の増加、団塊世代の大量退職などの問題が浮上ってきています。本市では、子どもの教育や学力については比較的良好な状態を保っていますが、この背景には学校や地域と連携した取り組みが成果を上げていることや、本市が水や緑の自然環境に恵まれ、同時に文教・研究都市であるという影響も考えられます。しかし、地域の結びつきや世代間の交流・継承、生活環境の保全などに関する課題も多く、これらの解決のためにも生涯学習推進の必要性は一段と大きくなっています。

本市では、平成16年に「小金井市生涯学習推進計画(第1次)」を策定し、「いつでも」、「どこでも」、「だれでも」を基本に、「地域教育力の活性化」と「市民文化の創造」を2つの柱として各種事業を推進してきました。

また、平成21年には「第2次小金井市生涯学習推進計画」を策定し、第1次計画の理念や事業を継承し発展させるとともに、小金井市社会教育委員の会議の提言などを踏まえ、すべての住民が安心して幸せに暮らせる「人間性豊かな学びあいの地域づくり」と「個性豊かな市民文化の創造」を目指して、計画及び各種事業の推進に取り組んできました。

さらに、平成25年には小金井市社会教育委員の会議及び小金井市図書館協議会、小金井市公民館運営審議会の三者によって「(仮称)小金井市生涯学習支援センター機能の実現に向けて」(提言)が示され、本市における生涯学習の中心となる生涯学習支援センター機能の必要性が謳われたことから、その整備に取り組んでいくことが求められています。

本計画は、以上のことを踏まえ、学びを通じて市民や地域、学校、団体、行政などがつながりあい、様々な知識や経験、文化などを次の世代へ継承し、より豊かで明るい未来の小金井市を創造していくことを目指し、様々な主体が協働して生涯学習に取り組んでいくための指針として策定したものです。

第2節 計画の目的

本計画は、市民の自主的な各種生涯学習、ボランティア、スポーツ・レクリエーション活動を支援し、生涯学習社会の形成による豊かな地域づくりに向けて、本市の生涯学習に関する施策の総合的な推進を図ることを目的とするものです。

第3節 計画の性格・位置づけ

本計画は、「第4次小金井市基本構想・後期基本計画(平成28年度～平成32年度)」を上位計画とし、その「文化と教育」部門に関する施策を具体的に推進する個別計画であり、庁内他部局の諸計画との整合性を図るとともに、教育基本法及び「小金井市教育・文化の振興に関する総合的施策の大綱」の理念や方針、小金井市社会教育委員の提言などを踏まえて、社会教育委員の小委員会で素案をまとめ、庁内の部長職で組織する小金井市生涯学習推進検討委員会で検討するとともに、小金井市図書館協議会、小金井市公民館運営審議会へ意見を求めたうえで策定したものです。

また、本計画の推進のために市の役割を明確にするとともに、大学などの教育機関や民間事業者、NPO、市民団体など様々な活動主体と協働していく際の指針となるものです。

第4節 計画の期間

本計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とし、社会経済状況の変化により必要に応じて見直しを行います。

平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
第4次小金井市基本構想(10年間)									
前期基本計画					後期基本計画				
第2次小金井市生涯学習推進計画					第3次小金井市生涯学習推進計画				

第2節 計画の目的

本計画は、市民の自主的な各種生涯学習、ボランティア、スポーツ・レクリエーション活動を支援し、生涯学習社会の形成による豊かな地域づくりに向けて、本市の生涯学習に関する施策の総合的な推進を図ることを目的とするものです。

第3節 計画の性格・位置づけ

本計画は、「第4次小金井市基本構想・後期基本計画(平成28年度～平成32年度)」を上位計画とし、その「文化と教育」部門に関する施策を具体的に推進する個別計画であり、庁内他部局の諸計画との整合性を図るとともに、教育基本法及び「小金井市教育・文化の振興に関する総合的施策の大綱」の理念や方針、小金井市社会教育委員の提言などを踏まえて、社会教育委員の小委員会で素案をまとめ、庁内の部長職で組織する小金井市生涯学習推進検討委員会で検討するとともに、小金井市図書館協議会、小金井市公民館運営審議会へ意見を求めたうえで策定したものです。

また、本計画の推進のために市の役割を明確にするとともに、大学などの教育機関や民間事業者、NPO、市民団体など様々な活動主体と協働していく際の指針となるものです。

第4節 計画の期間

本計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とし、社会経済状況の変化により必要に応じて見直しを行います。

平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
第4次小金井市基本構想(10年間)									
前期基本計画					後期基本計画				
第2次小金井市生涯学習推進計画					第3次小金井市生涯学習推進計画				

第2章 計画策定の背景

第1節 国における取り組み

1. 教育基本法の改正

平成18年に教育基本法が改正されました。新しい教育基本法は「人格の完成」や「個人の尊厳」など、これまでの教育基本法に掲げられてきた普遍的な理念は継承しつつ、新しい時代の教育の基本理念を明確にしています。

具体的には生涯学習の理念(第3条)、家庭教育(第10条)、幼児期の教育(第11条)、社会教育(第12条)、学校・家庭・地域の連携協力(第13条)などについて明示され、自治体が生涯学習を推進するうえでの制度的基盤が整備されました。

2. 社会教育法等の一部改正

平成20年に教育基本法の改正やそれまでの中央教育審議会の答申などを踏まえ、社会教育法等の一部改正が行われました。

【社会教育法、図書館法及び博物館法の一部改正の趣旨】

教育基本法の改正を踏まえ、社会教育行政の体制の整備等を図るため、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務、教育委員会の事務、公民館、図書館及び博物館の運営、司書等の資格要件等に関する規定を整備する。

3. 中央教育審議会生涯学習分科会

中央教育審議会生涯学習分科会では、平成20年の答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」において、「(1)国民一人一人の生涯を通じた学習の支援―国民の学ぶ意欲を支える」、 「(2)社会全体の教育力の向上―学校・家庭・地域が連携するための仕組みづくり」という2つの目指すべき施策の方向性と、その具体的方策について示しました。

また、平成23年には、この答申における提言に基づく取り組みの進捗状況や社会状況の変化などを踏まえたうえで、「生涯学習・社会教育の振興に関する今後の検討課題等について」と題して検討課題の状況を整理しています。

そして平成25年に、こうした提言に基づく取り組みや検討課題の状況、東日本大震災などの社会状況の変化などを踏まえた、今後の生涯学習・社会教育の振興に関する具体的方策についての「議論の整理」を示しました。

【第6期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理(概要)】

◆今後の社会教育行政等の推進の在り方について

社会教育行政は、社会のあらゆる場で地域住民同士が学びあい、教えあう相互学習等が活発に行われるよう環境を醸成する役割を果たしていくことが必要であり、従来の「自前主義」から脱却し、首長部局、大学、民間団体、企業等と積極的・効果的な連携を行うとともに、地域住民も一体となって協働して取り組みを進めていく体制づくりが必要とされている。

◆今後の生涯学習・社会教育の振興の具体的な方策について

1. 絆づくりと活力あるコミュニティの形成に向けた学習活動や体制づくりの推進
2. 現代的・社会的課題に対応した学習機会及びライフステージに応じた学習機会の充実
3. 社会生活を円滑に営む上で困難を有する者への学習機会の充実
4. 学習の質保証・向上と学習成果の評価・活用の推進
5. 生涯学習・社会教育の推進を支える基盤の整備

4. 教育振興基本計画

教育基本法の改正や中央教育審議会生涯学習分科会の答申などを踏まえ、平成20年に「教育振興基本計画」(平成20年度～平成24年度)が閣議決定されました。この中で、「今後10年間を通じて目指すべき教育の姿」と「今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策」が明らかにされています。

その後、第1期計画の取り組みの成果や課題、中央教育審議会生涯学習分科会の「議論の整理」などを踏まえ、平成25年に「第2期教育振興基本計画」(平成25年度～平成29年度)が閣議決定されました。

【第2期教育振興基本計画の基本的方向性】

1. 社会を生き抜く力の養成
2. 未来への飛躍を実現する人材の養成
3. 学びのセーフティネットの構築
4. 絆づくりと活力あるコミュニティの形成

【第2期教育振興基本計画のポイント】

1. 各学校間や、学校教育と職業生活等との円滑な接続を重視し、「社会を生き抜く力の養成」など、生涯の各段階を貫く教育の方向性を掲げたこと
2. 検証改善サイクルの実現に向けて、成果目標・指標をできる限り明確に掲げたこと
3. 少子化・高齢化、グローバル化など、我が国の危機的な状況を踏まえ、将来の社会のあるべき姿を描きつつ、その実現に必要な施策を体系的に整理したこと

第2節 東京都における取り組み

1. 東京都生涯学習審議会

東京都では生涯学習振興施策の推進を図るため、平成4年に東京都生涯学習審議会条例を制定し、東京都生涯学習審議会を発足させました。

東京都生涯学習審議会からの様々な答申や建議を受けて、東京都は子どもや若者を中心としつつ、学校教育と社会教育が連携・融合し、学校・家庭・地域が協働していく方向性を打ち出すとともに、地域を基盤とした乳幼児期からの子どもの発達を教育面から支援していく取り組み(乳幼児期からの子どもの教育支援プロジェクト)を推進しています。

2. 地域教育推進ネットワーク東京都協議会

東京都教育委員会では、子どもたちの教育活動に企業、NPO、大学などの専門的な教育力を導入するためのネットワークづくりを目指した組織として、平成17年に地域教育推進ネットワーク東京都協議会を設立しました。

地域教育推進ネットワーク東京都協議会は、東京都生涯学習審議会の答申や建議に基づき、幅広い世代の都民の参加による地域教育の振興を目指した施策の推進及び事業モデルの構築に取り組むとともに、国の打ち出したキャリア教育の推進という方向性を受けて、各学校に対するキャリア教育の普及・啓発や生徒に向けた職業などの体験をベースとした教育機会の充実、教育支援コーディネーターの育成支援などに取り組んでいます。

3. 乳幼児期からの子どもの教育支援プロジェクト

東京都では、家庭教育や地域教育の機能を高めることを通じて、人間形成の基礎となる乳幼児期からの子どもの健やかな成長を支援する取り組みとして、「乳幼児期からの子どもの教育支援プロジェクト」を実施しています。

このプロジェクトは、平成18年の教育基本法の改正を受けての東京都生涯学習審議会の答申、「乳幼児期からの子供の発達を地域で支えるための教育環境づくりの在り方について」に基づく施策です。

【乳幼児期からの子どもの教育支援プロジェクトの具体的な事業】

1. 乳幼児期からの子どもの教育支援の必要性を全都に普及させる取り組み(科学的知見に基づく子どもの発達に関する保護者向けの資料の作成、ポスターなどによる普及・啓発)
2. 乳幼児期からの子どもの教育支援の取り組みを地域に定着させる取り組み(地域における乳幼児期の子どもの親の「社会的つながり」を促す試行的取り組みの実施、地域の担い手の養成、指導者手引きの作成)

4. 東京都教育ビジョン(第3次)

東京都生涯学習審議会の答申や長期ビジョンである「2020年の東京」(平成23年策定)の基本的な考え方(目標の1つとして、「誰もがチャレンジできる社会を創り、世界に羽ばたく人材を輩出する」ということを掲げ、「子供たちの知・徳・体を鍛え、次代を担う人材を育成する」という政策展開を図る)などを踏まえ、平成25年に「東京都教育ビジョン(第3次)」を策定しました。

【東京都教育ビジョン(第3次)の基本理念】

社会全体で子供の「知」「徳」「体」を育み、グローバル化の進展など変化の激しい時代における、自ら学び考え行動する力や社会の発展に貢献する力を培う。

【東京都教育ビジョン(第3次)の基本理念を実現するための5つの視点】

1. 一人一人の個性や能力に着目し、最大限に伸ばすとともに、自己肯定感を高める
2. 「知」「徳」「体」の調和のとれた生きる基盤を培う
3. 変化の激しい社会を生き抜く思考力・判断力・表現力や創造力等を育てる
4. 社会の一員としての自覚と行動力、社会の発展に貢献しようとする意欲を高める
5. 学校、家庭、地域・社会が相互に連携・協力して子供を育てる

第3節 小金井市における取り組み

1. 小金井市における生涯学習の推進

本市では、平成5年に小金井市社会教育委員の会議により「緑ゆたかな生涯学習のまち 小金井をめざして」の提言がなされました。

平成10年には、小金井市生涯学習推進懇談会から「小金井市における生涯学習の推進」の提言がなされ、平成14年には「生涯学習推進計画」の策定に向けて生涯学習推進組織委員会が発足しました。

平成10年の提言では、市が目指す生涯学習社会について次のようにまとめられています。

- (1) 市民の自立(自律)の拡大を図る生涯学習
 - ・ 自主自律、自由で个性的で多様な生涯学習
 - ・ 受益者負担を原則として、「社会的弱者」へ十分配慮した生涯学習事業
- (2) 循環系としての生涯学習システム
 - ・ 学習努力へ適正な評価のある生涯学習システム
 - ・ 後継者育成としての生涯学習システム
 - ・ 学習成果を還元できる生涯学習システム
- (3) NPOを基礎とする行政と市民の協働
 - ・ 地域におけるNPOの存在意義を確認できる生涯学習活動
 - ・ 行政と市民との協働による生涯学習活動
- (4) 小金井市の特性を活かし、市民の要望に応える生涯学習活動
 - ・ 「緑ゆたかないきいきとした文化都市こがねい」をつくるための生涯学習活動
 - ・ 「生きがいと心のふれあいを求める」まちをつくるための生涯学習活動
 - ・ まちを活性化するための生涯学習活動
 - ・ ひとを活かす生涯学習活動
- (5) 伝統ある小金井市の生涯学習活動の実績を踏まえた事業の推進
 - ・ 公民館活動の更なる発展

2. 第4次小金井市基本構想・後期計画

※第4次計画の内容を記載する必要あり(計画の内容が固まり次第反映する予定)

3. 学校5日制に伴う地域教育力の活性化について(提言)

平成15年に、小金井市社会教育委員の会議が「学校5日制に伴う地域教育力の活性化について」の提言を行い、これからの激しい社会においては、教育が学校教育のみで完結できないこと、生涯を通じていつでも主体的に学びつづける必要がある生涯学習の重視、学校教育は生涯学習の基礎となる「生きる力」の育成に向けて変わっていくこと、学校教育・地域教育の基礎は家庭教育であり、家庭の教育力を回復させる必要があること、学校と家庭、地域の連携の重要性などが指摘されています。

4. 市民が提案する設立と運営への指針(提言)

小金井市社会教育委員の会議による平成19年の提言「市民が提案する設立と運営への指針」では、子どもから高齢者まで、障がいのある人や外国籍の人などを含めたすべての住民が安心して幸せに暮らせる、人間性豊かな学び合いの地域づくりを目指し、「小金井市地域教育会議」の創設を提案しています。

その目的は、すべての年齢層を対象にした市民の生涯学習のための中核機関として家庭・学校・地域の協働による学び合いのシステムとして機能し、次代的小金井市を担う子どもや青少年の育成を中心にすると同時に、地域の中高年代の参画を推進することで、年齢の壁を越えた生涯学習社会の実現を図っていくことにあります。

なお、小金井市地域教育会議の具体的な機能と役割については、(1)ネットワークづくりと情報の共有化、すなわち、地域教育の理念を共有し、それに基づき、地域の人びと、学校、家庭を結びつける役割を担うこと。(2)協働による学び合い、育ち合いのシステム、すなわち、すべての年齢層を対象にした生涯学習推進を目的に、家庭・学校・地域の協働による学び合い、育ち合いのシステムとして中核的な役割を担っていくこと。以上の2点が、大きな柱として示されています。

現在、小金井市地域教育会議実現に向けた第1ステップである放課後子どもプランの実施については、各小学校にコーディネーターを配置し、全小学校における放課後子ども教室の実施がされている状況であり、第2ステップの作業部会の発足については、各学校のニーズに合わせた学校支援のための地域人材の活用やボランティア活動が進められている状況です。今後については、生涯学習に求められるものが時代の変化に合わせて変わってきているため、様々な方策を検討していきます。

5. (仮称)小金井市生涯学習支援センター機能の実現に向けて(提言)

平成25年に小金井市社会教育委員の会議及び小金井市図書館協議会、小金井市公民館運営審議会の三者による提言「(仮称)小金井市生涯学習支援センター機能の実現に向けて」が示されました。

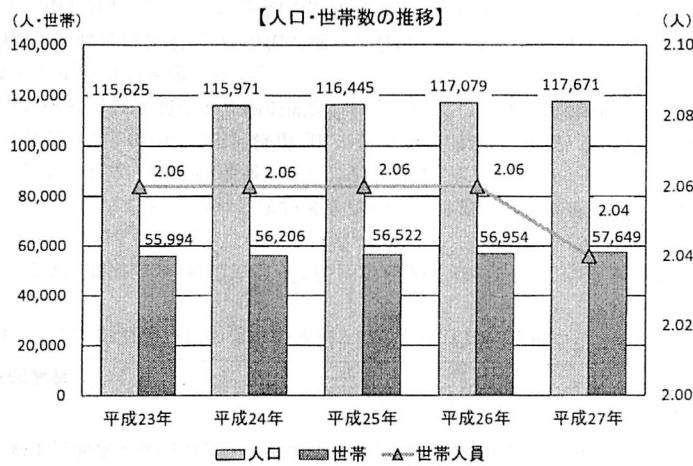
この提言では、生涯学習全般に関する情報の共有・提供機能や学習活動の成果を地域に還元する機能、市民や地域、団体、行政・教育機関との連携や協働を支援する機能などを持ち、本市における生涯学習の中心となる生涯学習支援センター機能の必要性が謳われており、本計画においても、「第4次小金井市基本構想・後期基本計画」との整合を図りつつ、小金井市生涯学習支援センター機能の実現に向けて取り組むことが求められています。

第4節 小金井市の特徴と現状

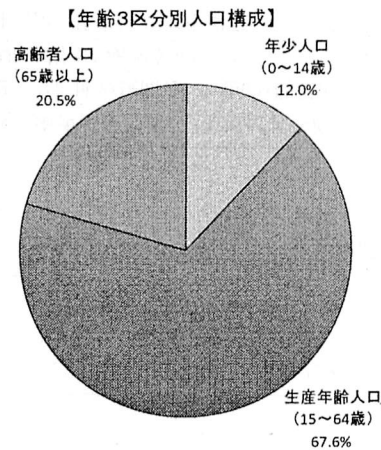
1. 人口・世帯数

本市の人口は約11万7千人となっており、人口及び世帯数は微増傾向にありますが、世帯人員はわずかに減少しています。

平成27年4月1日現在の高齢化率(65歳以上人口の総人口に占める割合)は20.5%となっています。

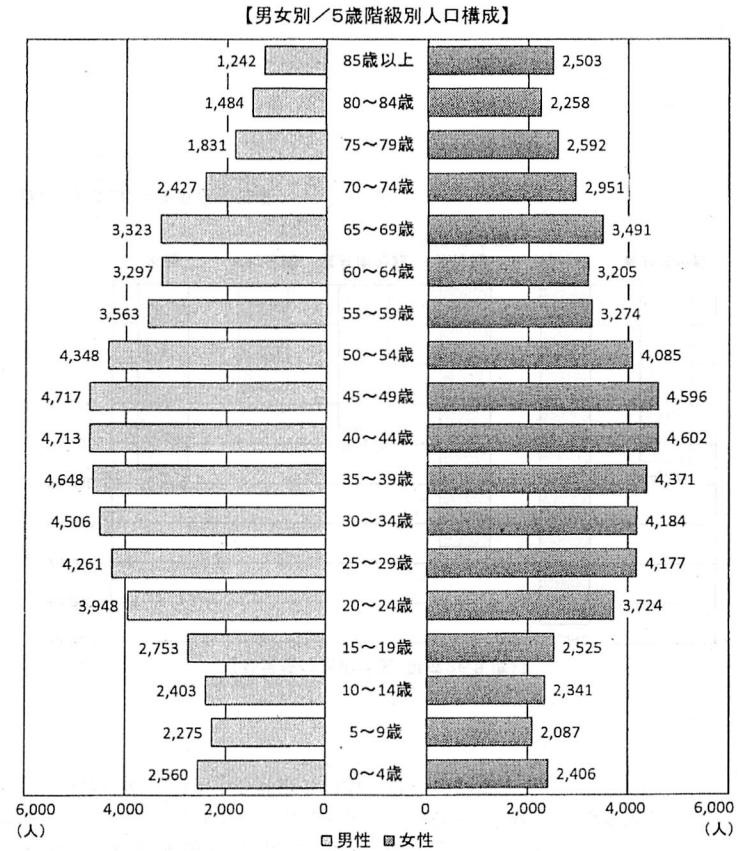


資料:市民部市民課(各年4月1日現在、外国人を含む)



資料:市民部市民課(平成27年4月1日現在、外国人を含む)

平成27年4月1日現在の本市の人口構成を5歳階級別にみると、「0~4歳」の人口が多いこと、「20~24歳」で人口が増加していることが目立っています。また、『64歳以下』では男性人口が女性人口を上回っていますが、『65歳以上』では女性人口が男性人口を上回っています。



資料:市民部市民課(平成27年4月1日現在、外国人を含む)

2. 文教・研究都市

本市には、教育機関として3大学(国立大学2、私立大学1)、専門学校3校、高等学校6校(都立3校、私立3校)、中学校9校(国立1校、市立5校、私立3校)、小学校10校(国立1校、市立9校)、養護学校1校(都立)があり、文教・研究都市の性格を有しています。

最近では、知的資源を豊富に保有する大学が積極的に地域貢献を推進しており、特に、東京学芸大学及び東京農工大学は市と協定を結び、連携を進めています。

3. 豊かな自然環境

本市は、武蔵野台地の南西部に位置し、市域は古多摩川が形成した高低2つの台地に広がっています。この2つの台地の狭間を、生態的・防災的にも重要な「はけ」と呼ばれる国分寺崖線が東西に横切り、樹木と湧水があります。

また、北部に小金井公園、歴史的な文化遺産としての玉川上水、南部に武蔵野公園と野川公園、一級河川の野川などがあります。

他市に先駆け実施している「雨水浸透ます設置事業」では、緑の保全や治水対策のほか、野川に湧水を送り込むことで昔の清流の回復に取り組んでいます。

4. 歴史的背景

本市では、旧石器時代の遺跡が発掘されており、約3万年前から人が住んでいたと考えられています。

平安時代末期には、野川に沿って稲作が始まり、鎌倉時代には湧水の周辺にも村落が形成されていたようです。

江戸時代になると、小金井を含む多摩郡の大半は幕府の直轄地(天領)となり、その後、玉川上水が完成して、新田開発が盛んに行われました。

明治22年(1889年)に甲武鉄道(JR中央本線の前身)が新宿・立川間に開通し、大正15年(1926年)に武蔵小金井駅が開設されたことで、これまで純農村であったところが、駅を中心に街並みが発達しました。

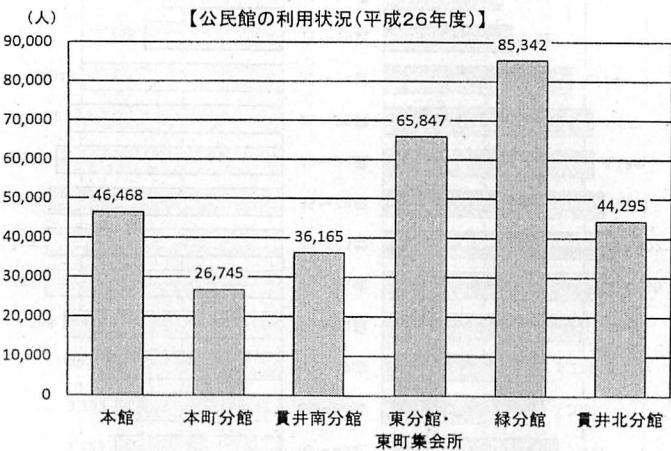
第2次大戦後は住宅化・都市化が進み、昭和33年(1958年)10月1日に市制を施行しました。市制施行後は人口も急激に増加し、昭和53年(1978年)には10万人を突破しました。以降は微増の状態です。

5. 公民館・図書館・運動施設

本市では、戦後いち早く公民館活動が活発に行われ、公民館企画実行委員の会議など、小金井独自の市民参加制度を確立しました。現在、本市には5つの公民館が設置され、社会教育活動や地域活動の拠点として活用されています。

また、本市には5つの図書館があり、市民のニーズや生活スタイルの多様化に対応したサービスの提供を推進しています。

さらに、公園運動施設や市総合体育館・市テニスコート場・各学校の施設などを利用して、地域スポーツ(青少年スポーツ)に取り組んでいる子ども及び指導者など、スポーツに関係する人の数が多いことも小金井市の特徴のひとつです。



資料:平成26年度事務報告書